

矯正施設被収容者処遇関連情報の管理 及び生活維持管理業務・システム最適化計画

2006年（平成18年）3月31日
法務省情報化統括責任者(CIO)決定
2008年（平成20年）3月14日
法務省情報化推進会議改定
2010年（平成22年）3月30日
法務省情報化推進会議改定
2010年（平成22年）8月25日
法務省情報化推進会議改定
2012年（平成24年）8月22日
法務省情報化推進会議改定
2015年（平成27年）3月31日
法務省情報化推進会議改定

1 業務・システムの概要

矯正施設は、法律の定める手続に従って収容された受刑者、刑事被告人等に、それぞれ、刑罰、未決勾留、保護処分等を執行するための施設である。施設内では、日々、人である受刑者に対して、同じく人である刑務官等が処遇を行っている。矯正施設における各種業務・システムは、人対人である処遇を側面から支援し、様々な場面における人対人の処遇を少しでも円滑に実施し、また、充実させることを大きな目的としている。

(1) 矯正施設被収容者処遇関連情報の管理業務について

処遇関連情報の管理業務は、矯正施設における被収容者の個人情報について、施設全体で一元的に管理し、各部門・課等での情報の重複や業務の無駄を排除するとともに、個人情報の漏えい防止を始めとした情報セキュリティを確保することによって、適正な情報の管理を行うことを目的としている。

ア 業務の概要

矯正施設における被収容者の個人情報は、氏名、性別、出身地等入所時からほぼ変わることのない情報と、施設の中で刻々と変化し、追加や変更あるいは削除が必要となる情報とがある。こうした情報の中で処遇上必要となる情報や報告書、統計資料の作成等で使用する情報について、システムとして一元的に管理することで、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。平成17年4月1日施行）」及

び「法務省保有個人情報保護管理規程（平成17年法務省秘法訓第303号大臣訓令）」に基づく被収容者に係る保有個人情報の適正な管理に資するとともに情報の重複保持の防止や保有情報の活用による帳票の自動作成や各庁独自で作成する帳票のための基礎データに利用し、業務の合理化や効率化を図っている。

イ 被収容者データ管理システムについて

被収容者データ管理システムは、矯正施設における被収容者の個人情報を統一的に管理し、施設内においては、この統一的に管理された被収容者の個人情報を全職員が共通のルールに基づき利用することで、情報の最新性の保持や過誤入力を防止しつつ、積極的な活用を図ることにより被収容者処遇情報の管理、運用の適正化と業務の効率化の両立を図っているものである。

被収容者データ管理システムは、新収容者一人当たり約150項目の情報について約500のデータ入力（※注）を行っており、入力を終えた被収容者のデータについても変更の都度データ入力を行うことで、被収容者全員の最新情報を保持する体制を維持している。

年間約7万人の新収容があり、新収容者の新たなデータ入力だけでも約4万8千時間程度を要している。

システムで保有するデータは、全国約1万9千人の職員が各課・部門で業務の必要性に応じて活用している。

(2) 矯正施設被収容者生活維持管理業務について

生活維持管理業務は、矯正施設において一定の規則の下で生活する被収容者の安定した生活を維持するための業務であり、主として被収容者から発せられる様々な要求、希望、願箋による願出等（以下「願出等」という。）を適切かつ速やかに処理することを目的としている。

ア 業務の概要

(ア) 願出等の処理

矯正施設の被収容者は、おおむね集団生活を基本とし、一定の規則の下で生活している。長い拘禁生活が続く中においても、できる限り被収容者の心身の安定を図り、より望ましい形で収容生活をさせることが必要である。

心身の安定には、被収容者の生活環境の管理、食事の管理等も重要な役割を持つが、被収容者の持つ様々な欲求を満たしたり、解消させたりすることが重要な位置を占める。被収容者の欲求は、施設に対する様々な願出等により、具体化することとなる。

被収容者からの願出等は、業務を担当する限られた職員によって円滑に処理しなければならないが、職員は、一定の様式の書面を利用することで願出等の内容を的確に把握し、適正に処理をすることとしている。願出

等には、内容に応じて複数の様式を設定しており、心身に関する悩み相談、様々な日用品や書籍類の購入希望、身体不調の訴えや通信教育の受講希望、郵便物の発信の申出等多種多様な事項に対応させている。これら願出等の処理は、まず様々な法令、内規等に即し受け付けるべき適正な内容であるか否かを審査したり、他の被収容者からの使役ではない自発的な願出等であることを確認したり、記載事項の漏れの修正を指示したりして、処理すべき願出等を特定した上で、速やかに行うこととなる。願出等はその内容の大半が被収容者の個別事情に基づく事項・事由であることから、その処理の多くを個別に手作業で行っている。

(イ) 現有システムについて

被収容者からの多種多様な願出等の処理に係る業務のうち、比較的定型的で一律に処理が可能な部分をシステム化させた「領置物品管理システム」と「購入物品管理システム」があり、願出等の処理の円滑化を支援するために施設間で情報共有を図った「医薬品管理システム」と「図書管理システム」がある。

また、被収容者の領置金及び作業報奨金（職業補導賞与金）の管理をシステム化させた「領置金・作業報奨金（職業補導賞与金）管理システム」がある。

a 領置物品管理システム

矯正施設は、被収容者が入所する際に所持携行してきた金品、在所中に外部の人から差入れされた金品又は自費で購入した物品について、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「新法」という。）」第44条及び第52条の規定等に基づき、その占有を釈放まで矯正施設に移し、保管している（以下、このようにして矯正施設が占有を奪った物品を「領置物品」という。）。領置物品の数は、個人によって大きく差があるものの、数百人から数千人を収容する矯正施設では、その合計は数万点から数十万点に及ぶ。

また、保管する領置物品のうち、日用品や書籍類の一部については被収容者の希望により施設内で使用でき、願出等に基づき、本人宛て交付したり、再領置したりする手続がなされることになる。

具体的には、被収容者から出される物品の使用や廃棄、身元引受人、親族等への交付及び出廷時や面会時の特別携行の願出等の処理並びに親族等からの郵送を含めた差入れの受入れ処理等多岐にわたる処理が必要であり、被収容者が在所する期間全体を通じて適切に管理を行い、被収容者からの願出等や外部からの差入れによる物品の移動を円滑に記録し、管理するシステムである。

b 購入物品管理システム

矯正施設では一定の範囲において、被収容者に私費による購入物品

等（以下、このように被収容者が官給によらず自らの費用で調達した物品を「自弁品」という。）を使用させている。

自弁品の購入に際して、被収容者が提出する願出等に基づいて、購入希望物品の種類・数量といった願出等の内容の確認、施設全体での購入品目の集計・発注処理、個人所有金及び使用可能な作業報奨金の金額との整合性の照合、発注、業者から納品された物品の被収容者への交付情報の確認等について管理するシステムである。

c 医薬品管理システム

全国の矯正施設で入手に時間を要するような特殊な医薬品や近隣施設間で相互提供が可能な医薬品についての情報を共有することによって、常備のない医薬品について近隣矯正施設間で補完し合うことができるようグループウェアによる掲示板機能を独自にカスタマイズした情報共有のシステムである。

d 図書管理システム

各施設では僅かしか保有していない外国語図書について、施設間で保有外国語図書の情報を共有することによって、貸与可能な図書を充実させ、外国人被収容者の生活環境の充実に資することができるようグループウェアによる掲示板機能を独自にカスタマイズした情報共有のシステムである。

e 領置金・作業報奨金（職業補導賞与金）管理システム

矯正施設は、被収容者が入所する際に所持してきた現金又は外部の人から差入れされた現金について、新法第44条、第47条第2項及び第52条の規定等に基づき、その占有を被収容者が釈放するまでの間、矯正施設に移し、保管している。（矯正施設が占有する被収容者の現金を、以下「領置金」という。）

また、刑事施設では、新法第98条に基づき、作業を行った受刑者に対し、作業の種類及び内容、作業に要する知識及び程度等を考慮した計算額を算出し、釈放の際に計算額に相当する金額（以下「作業報奨金」という。）を支給し、少年院では、職業補導に就いた者に対して、少年院法（昭和23年7月15日法律第169号）第7条に基づき、賞与金（以下「職業補導賞与金」という。）を与えることができる。

領置金及び作業報奨金（職業補導賞与金）は、矯正施設内での日用品の購入に使用できるなど、被収容者からの願出による払出し処理及び残高の照会に係る処理が必要であり、また、身元引受人や親族等からの郵送を含めた差入れによる領置金の受入れに係る処理等も必要であり、被収容者が在所する期間全体を通じて、被収容者の領置金及び作業報奨金（職業補導賞与金）を適切に管理するためのシステムで

ある。

イ 業務の処理状況

現在、願出等の処理は、年間約 800 万件以上あり、近年の被収容者の増加に伴い、その処理件数は増加の一途である。この膨大な願出等の処理については、願箋の提出者情報の確認（年間約 1 万 6 千時間）、願箋の記載事項の確認（年間約 8 千時間）、帳簿の作成（年間約 1 万 6 千時間）、願出等の分別（年間約 5 千時間）等、受付処理だけで年間約 4 万 4 千時間以上を要している。

(3) 情報セキュリティ対策の現状

現在の情報セキュリティ対策は、両業務・システムに共通のインフラである法務省情報ネットワーク（以下「法務省NW」という。）へのログインに必要なパスワード入力のほか、被収容者データ管理システムでは、システム起動時に IC カードによる認証を行い、システム上で機能選択の都度パスワード入力を要求し、例え職員であっても、不要な情報には自由にアクセスできないような設定にしている。

また、領置物品管理システムと購入物品管理システムでは、システム起動時に、法務省NWとは別のパスワード入力を設定している。ただし、いずれのシステムにおいても、個人情報の操作、出力状況については記録・保存できる機能は付与されていないのが実情である。

(4) 新法の成立に係る新たな業務への対応

平成 17 年 5 月 18 日、「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成 17 年法律第 50 号）」が成立し、引き続き、平成 18 年 6 月 2 日、「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 58 号）」が成立したことにより、監獄法が約百年ぶりに全面的に改正され、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」と題名が改められた新法は、刑事施設の適正な管理運営を図るとともに、受刑者等の人権を尊重しつつ、その者の状況に応じた適切な処遇を行うことを目的とし、①受刑者の権利義務・職員の職務権限の明確化、②受刑者の社会復帰に向けた処遇の充実、③受刑者の生活水準の保障、④外部交通の保障・拡充、⑤不服申立制度の整備、⑥行刑運営の透明性の確保といった事項について定めている。

新法においては、改善更生及び円滑な社会復帰に向けた教育的な矯正処遇を必要とする受刑者に対して、刑務作業に加え、こうした教育的な矯正処遇を受けることを義務化し、受刑者にどのような矯正処遇を実施するかを定める処遇要領の作成を刑事施設の長に義務付けるなどしたことから、従来にはなかった新たな業務についての対応が必要となった。

(5) 被収容者数の増加の現状について

刑事施設等の収容人員は、平成 21 年末現在（速報値）収容率約 83%と

なっているが、既決被収容者のみについてみると、収容率が約93%となっており、収容人員が収容定員に迫る高率収容状態となっている。こうした中で、被収容者情報のデータ登録業務や領置倉庫の管理業務を始めとしたいいわゆる総務系業務についても、被収容者の増加に伴ってそれぞれの業務が増加しており、職員負担が著しく過重となっている。

2 最適化の基本理念

最適化計画の策定は、「矯正施設被収容者処遇関連情報の管理業務」と「矯正施設被収容者生活維持管理業務」の2つの業務・システムについて行うが、見直し方針策定過程において、2つの業務・システムとも対象者が被収容者であること、対象情報が一部重複する部分があることなどから両業務・システムを一体として最適化計画を策定することとなり、「矯正施設被収容者処遇関連情報の管理業務及び生活維持管理業務・システム」の最適化計画を策定するものである。

最適化に当たっては、情報セキュリティに配慮しつつ、①矯正施設で保有する個人情報の効率的な活用、②各システム間におけるデータ連携の推進、③サーバ機能の集約化等を図ることにより、業務の効率化と合理化を推進することを基本理念とする。

3 最適化の実施内容

矯正施設被収容者処遇関連情報の管理及び生活維持管理業務について、次に掲げる最適化を順次実施する。これにより、年間約24,000時間の業務処理時間の短縮が見込まれるとともに、平成20年度以降年間約23,000千円の経費を節減している。

なお、平成28年度以降は、サーバ集約化による効果を加えて、年間約76,230千円の経費削減が見込まれる。

(1) 願箋の電子化と分別・登録の自動化

現在、年間約800万件の願出等の処理に必要な約4万4千時間のうち、外国人受刑者や高齢受刑者、一部の身体障害者等の一定の書式に基づくことが困難で願出等の電子化に適さない分（全体の約20%：約160万件）及び既に購入物品管理システムによりマークシートを使用している分（全体の約30%：約240万件）を除く、約400万件分の願出等について、購入物品管理システムの改修に併せて、願箋処理機能を追加し、処理の一部に当たる願出等の分別と帳簿等の作成部分を電子化することにより、帳簿への記入や願出等の分別が自動化され、約1,000時間で処理できることから、年間約22,000時間分の業務処理時間の短縮が可能となる。

なお、購入物品管理システムについては、システム改修に先立ち、後出(7)のとおりサーバ関連経費の削減及び運用管理負荷の軽減を図るため、ネットワーク構成を見直し、サーバの集約化や各システムの統合化実施によるシステム構成が変更となる等、当初の開発条件と異なるため、本計画は

実施しないこととした。

(2) 決裁過程におけるシステムの活用

願箋に係る決裁過程については、購入物品管理システムの改修に併せて、真に責任を負うべき決裁者のみに限定することで簡略化し、決裁過程から外れた者のうち、決裁内容について承知すべき立場の職員、決裁が行われたことを知るべき職員に対しては、電子データで閲覧・通知等を行うこととする。これにより約400時間分の業務処理時間の短縮が可能となる。

なお、購入物品管理システムの改修に併せて当該システム化の実現を図ることとしていたところであるが、「文書管理業務の業務・システム最適化計画(2007年(平成19年)4月13日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定、2008年(平成20年)2月13日改定、2009年(平成21年)8月28日改定、2011年(平成23年)9月14日改定)」に基づき、平成24年1月から導入された一元的な文書管理システムに電子決裁機能が設けられたことから、本計画の実施内容と重複するため、本計画を実施しないこととした。

(3) 情報共有の一元化

図書管理システム及び医薬品管理システムについては、情報共有方法として、既存のグループウェアに統合し、グループウェア上の掲示板においてこれらの情報を共有する方法に改め、平成17年度に両システムの運用を停止した。

これにより、年間約11,000千円の経費を節減した。

(4) データ保有と処理の効率化

ア 両業務・システムで利用するデータは、開発時期や開発業者の違いからシステム間でデータを複製させ、同じデータをシステム上に保有させて利用する形態となっていたが、複数システムで利用する各情報について精査し、共有可能情報のシステム上での保有方法を改め、必要情報を参照させることを基本に各システム間の連携強化を図り、データの二重保持を無くすよう、被収容者データ管理システムの改修を行い、領置物品管理システムとは平成18年度に連携を実現した。購入物品管理システムについては、現行のシステム間でデータを複製するデータの保有・利用の形態から、当該連携の実現を目指すこととする。

イ 購入物品管理システムの仕様に合わせ、平成18年度の領置物品管理システムの仕様においてもデータの取り込みを可能にすることで、購入した物品のうち領置物品として管理することになる物品情報を領置物品管理システムで利用できるようにし、購入した物品について領置業務で新たに入力しなくてもよいようにすることで物品入力の一部を省くことができるようにした。

これにより、年間約1,400時間分の業務処理時間の短縮が可能とな

った。

ウ 被収容者の指紋情報については、平成20年度に、被収容者データ管理システムの改修に併せて、指紋情報読込機能を追加し、指紋情報を画像としてデータ登録させることにより、指紋登録の簡素化を図ることとしていたが、平成19年6月から、被収容者の指紋押なつの方法について、その取扱いを変更したことに伴い、指紋登録を最小限にするなど業務の効率化を図ったことから、システム改修は実施しないこととした。

エ 領置物品管理システムについては、平成19年度に順次運用を開始し、運用するサーバを法務省NW上のサーバに統合した。これにより、領置物品管理システム用サーバ74台が純減でき、システム保守に係る年間約12,000千円の経費を節減した。

(5) 法務省内他部局等とのデータ連携

保護局が所管するシステムとのデータ連携については、両システムの連携の在り方、連携するデータの範囲、情報セキュリティ対策等について検討を行い、業務上必要な事項を整理の上、平成23年度に構築した。平成24年度から、当該データ連携の運用を開始した。

他の行政機関及び司法機関との連携については、その必要性、個人情報の保護の観点、将来のインフラの整備状況等を踏まえつつ、実施時期、方策等について、具体化を検討することとしていたが、別途、法務省内他部局等との情報連携データベースが構築されることに伴い、本計画を実施しないこととした。

(6) 情報セキュリティ対策

両業務・システム共通で一貫した対策として、まず以下に掲げるセキュリティ対策を講じ、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に即した対応を行う。

ア 府省共通業務・システムである「職員等利用者認証業務の業務・システムの最適化計画（2007年（平成19年）4月13日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定、2008年（平成20年）2月13日改定、2008年（平成20年）8月29日改定、2009年（平成21年）8月28日改定）」を踏まえ、全職員が所持するICカード版身分証を利用してシステム上での認証を行い、ICカード情報に基づき、操作職員の情報管理や操作内容の記録・保存を実現する。これにより、個人情報操作に関するログについて100%取得することが可能となる。

イ システムにおけるデータ集約機能については、現在の1日1回の差分集約のみの体制から、情報更新回数に即した複数回集約への充実化や一定期間毎の全情報集約への移行の実現を図るとともにデータバックアップ体制についても、従来のネットワーク上でのみの二重保持体制に加え、バックアップデータのネットワーク外での一定期間保持環境を確立し、従来以上

にデータの保全を確保するようシステムを強化し、安定稼働・データ障害時対策の充実を図る。

ウ ノート型クライアントを含めた機器の固定や情報の暗号化についても順次充実を図り、情報セキュリティ対策を推進する。

また、後出（７）のとおり、各地に分散されていた業務情報の情報を集約することによって、情報セキュリティを高める。

(7) システム構成の集約化及び統合化

現有システムは、回線容量が比較的狭い法務省NWのインフラを利用していることから、各拠点にサーバを分散配置させ、また、各システムはクライアント・サーバ方式を採用している。

そのため、サーバの関連経費を必要とし、システム要員ではない各拠点の職員が業務の合間にサーバ運用を行うなど、運用管理面の負荷があることから、サーバ関連経費の削減及び運用管理負荷の軽減のため、全国約300拠点のサーバを東日本及び西日本の2拠点に物理的に集約した上で、仮想化技術を用いてサーバ台数を削減するとともに、業務システムのデータベースの集約化を行う。

これにより、年間約54,000千円の経費節減が可能となる。

なお、平成26年7月、サーバ集約化に伴う機器等の調達を行ったところ、サーバ借料が年間約53,000千円となったことから、最終的に年間約152,000千円の経費節減が見込まれる。

4 被収容者処遇の充実への活用

前出1-(4)において述べた新法の成立によって、これまでは行ってこなかった新たな業務の実施が多岐にわたり求められることとなったが、既に保有する被収容者の個人情報に適切かつ積極的に活用することにより、職員の業務負担増を最小限にすることを目的として、被収容者データ管理システムに被収容者処遇要領作成・管理機能を追加し、平成19年度末に運用を開始した。

本機能の追加により、新法によって発生する新たな業務によって、年間約205,000時間分の業務処理時間増となることが見込まれたが、システム活用により年間約131,000時間分の業務処理時間が縮減でき、年間約74,000時間分の業務処理時間増に留めることができた。

また、刑事施設において被収容者に対し実施している改善指導については、効果検証を行うことにより、効果的な改善指導プログラムを検討することが必要となるが、そのためには、被収容者の再入所状況及び前刑執行時に受けた改善指導内容を調査・分析する業務が新たに発生する。処遇要領作成・管理機能により入力されている各種データを活用することにより、新たに発生する業務の負担を最小限にすることを目的として、効果検証用機能を開発し、平成24年度から運用を開始した。

同機能の追加により、再入所状況及び前刑執行時の処遇状況調査を行うた

めに発生が見込まれる年間約14,000時間分の業務処理時間の縮減を図った。

さらに、刑事施設が保有する施設内の処遇情報と保護観察所が保有する社会内の処遇情報を共有することにより、改善指導プログラムに関する効果検証を多角的に調査・分析することが可能となるため、前出3-(5)において述べた平成24年度から保護局が所管するシステムとのデータ連携を行う機能を追加することにより、保護局で入力される被収容者の出所後の社会内処遇のデータ及び社会内処遇から入所した被収容者に係るデータの蓄積及び活用が可能となり、システム化しない場合には効果検証のために年間約1,300時間が見込まれたところ、システム化することによって年間約1,200時間分の業務処理時間が縮減でき、年間約100時間分の業務処理時間増に留めることができるようになった。

5 その他

領置物品管理については、被収容者数の増加に伴い管理する領置物品が急増しており、それにより業務は煩雑となり、管理に要する時間も増加しているが、適正かつ良好な管理を引き続き行うため、より良い管理体制の検討を行っているところである。

法務大臣の諮問機関である行刑改革会議から平成15年12月22日に提出された提言において、「刑務官等の職員が、受刑者の人間性を尊重しつつ、その改善更生及び社会復帰を図るという職責を十分に果たすためには、著しく過重となっている職員の負担を軽減し、健全な執務環境を確保することが不可欠である」とされた点を踏まえ、煩雑な領置業務に係る職員負担の軽減を期すべく、受刑者が施設内で使用できる物品については、施設において領置をせずに受刑者自ら管理させる仕組みとする内容が、新法に盛り込まれた。これら、新たな仕組みにより職員の負担軽減を実現するためには、受刑者が自ら所持品を管理できる環境作りや具体的な運用方針の策定等も必要であり、新たな運用を行う際には、業務・システムの最適化の趣旨を踏まえることとする。

6 最適化工程表

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
業務見直し	最適化計画策定					最適化計画策定		最適化計画策定		最適化計画策定		
サーバ集約化										サーバ集約化 調査 環境構築 データ移行 運用		
処遇関連システム	被收容者データ管理システム（新法対応）補1、2 調査 設計 開発 テスト 移行 運用					被收容者データ管理システム（効果検証） 調査 設計 開発 テスト 移行 運用						
生活維持システム	領置物品管理システム 運用	領置物品管理システム（購入物品連携） 調査 設計 開発 テスト 移行 運用										
		購入物品管理システム 補3 運用					購入物品管理システム（電子決裁対応）補4 調査 設計 開発 テスト 移行 運用					
	医薬品管理システム 図書管理システム（廃止）											
		情報セキュリティ対策 検討 暗号化機器固定 バッチ配布 検討										

補1：設計には、処遇要領作成機能追加を含む。

補2：改修には、情報セキュリティ対策への対応を含む。

補3：現行購入物品管理システムは平成17年度改修・導入である。

※注：データ項目1件に対し、データを複数保持させることから、データ項目と入力数の差が生じる。例としては、「入所年月日」というデータ項目に対して、「年」「月」「日」という3つのデータ入力を行うことが挙げられる。